

新型コロナウイルス感染症に伴う対応について

1. 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免及び徴収猶予について

(1) 国民健康保険税の減免

① 減免措置の主な内容

令和2年2月1日から令和4年3月31日の間に納期限が設定されている国民健康保険税について、感染症の影響により全部又は一部を減免する制度。【国の財政支援 10/10（災害等臨時特例補助金 6/10、特別調整交付金 4/10）】

② 対象になる世帯

- ・ 感染症により主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯 ⇒ 全額減免
- ・ 感染症の影響により主たる生計維持者の収入減少（※）が見込まれる世帯 ⇒ 一部減額

※一部減額される要件

- ア) 事業収入等が前年に比べ10分の3以上減少する見込みであること。
- イ) 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
- ウ) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計が400万円以下であること。

○ 減免額 ⇒ $(A \times B / C) \times D$

減免対象保険税額 (A × B / C)	合計所得金額に応じた減免割合 (D)	
A : 世帯の被保険者全員について算定した保険税額 B : 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入に係る前年の所得額 C : 主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の前年の合計所得金額	前年の合計所得 300 万円以下	10 分の 10
	前年の合計所得 400 万円以下	10 分の 8
	前年の合計所得 550 万円以下	10 分の 6
	前年の合計所得 750 万円以下	10 分の 4
	前年の合計所得 1,000 万円以下	10 分の 2

③ 減免申請の状況 (3 / 7 現在)

<申請件数> 7件 <決定件数> 6件 <減免額> 529,740円

2. 新型コロナウイルスに感染した国民健康保険加入の被用者に対する傷病手当金の支給について

対象者	: 国民健康保険加入の被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者（発熱等の症状があり感染が疑われる者も含む）
支給対象となる日数	: 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができなかった期間
支給額	: (直近の継続した3月間の給与収入の合計額÷就労日数) × 2/3 × 支給対象となる日数
適用期間	: 令和2年1月1日～令和4年6月30日の間で療養のため労務に服することができなかった期間 (ただし、入院が継続する場合等は社会保険と同様、最長1年6月まで) ※国の財政支援の適用期間の延長に伴い、令和4年6月30日まで延長
国の財政支援	: 特別交付金(市町村分) (10/10)
申請件数(3/7現在)	: 1件